

袖ヶ浦市創業支援補助金制度のご案内

市では、市内での創業を促進し地域の産業振興及び活性化を図ることを目的として、市内で計画的に創業する方に対し、予算の定める範囲内で補助制度による支援をしています。

市内で創業をお考えの方は、是非ご利用ください。

1 補助金の交付対象者

●次の要件を全て満たす方になります。

- (1) 市内において補助金の申請年度内に創業を行う方又は申請時に創業の日から6月を経過しない方
- (2) 創業の日に市内に居住し、本市の住民基本台帳に記録されている個人事業者又は 市内を本店所在地とした法人登記が行われている法人
- (3) 市内に事業所等を設置し、又は設置しようとしている方（仮設又は臨時の店舗等その設置が恒常的でないものを除く。）
- (4) 創業した後において、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号若しくは第5号又は第3項第1号、第2号若しくは第6号に規定する業種を営んでいる方
- (5) この要綱に基づく補助金及び創業に関する本市の他の補助金の交付を受けていない個人事業者（法人にあっては代表者）
- (6) 市税の滞納がない方
- (7) 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による**特定創業支援を受けた証明書**を有する方

【特定創業支援を受けた証明書】市町村が創業者等を支援するために策定する計画のうち、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第113条第1項の規定により国から認定を受けた、創業支援事業計画に基づき実施する支援を受けたことを当該市町村が証する証明書

- (8) 袖ヶ浦市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員に該当しない方

●下記の事業については対象外となります。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定による許可又は届出を要する事業
- (2) 他の者が行っていた事業を継承して行う事業
- (3) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業
- (4) その他市長が適当でないと認める事業

2 補助対象経費

●補助金の交付の対象となる経費は、補助金の交付決定年度内の創業に係る経費であって、交付決定日から創業後6か月を経過しない日までに要した創業に係る経費のうち次に掲げるものとなります。（別表1をご参照ください。）

※補助金の交付決定前に発生した経費は対象になりません。

- (1) 創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費
- (2) 事業所等借入費
- (3) 設備費
- (4) マーケティング調査費
- (5) 広報費

※(1)～(5)に掲げた経費において、国、県、その他市以外からの補助金及び、これに類する収入等がある場合は、その額を当該補助対象経費から差し引くものとします。

3 補助金の額

●次のいずれか少ない額とします。

- (1) 補助対象経費の2分の1（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）
- (2) 上限50万円

【別表1】補助対象経費の例

費用	対象経費例	対象外経費例
1 創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費	・法人設立に伴う司法書士 ・行政書士に支払う申請資料作成費	・商号の登記、会社設立に係る登録免許税 ・定款認証料、収入印紙代
2 事業所等借入費	・事務所、店舗、工場等の賃借料 ※共益費・住居兼事業所等については、事務所・店舗等の専用部分に係るもののみ	・店舗、事務所の賃貸契約に係る敷金、礼金、保証金等 ・火災保険料、地震保険料 ・事業者又は法人代表者の三親等内の親族が所有する不動産等に係る店舗等借入費
3 設備費	・事業所等の開設に伴う外装工事、内装工事費用 ※住居兼事務所等については、事務所・店舗等の専用部分に係るもののみ ・機械装置、工具、器具、備品の調達費用 ※補助事業終了後も5年、又は耐用年数を迎えるまではその処分等について市への承認手続きを行う必要があります。設備については、リース・レンタルでの調達を推奨します。	・不動産購入費 ・車両購入費（リース・レンタルは、対象としません。） ・汎用性が高く、使用目的が本補助事業の遂行に必要なものと特定できない物の調達費
4 マーケティング調査費	・市場調査費、市場調査に要する郵送料、メール便などの実費 ・調査に必要な派遣、役務等の契約による外部人材の費用	・単なる切手の購入を目的とする費用
5 広報費	・販路開拓に係る広告宣伝費、パンフレット印刷費、展示会出展費用 ・調査に必要な派遣、役務等の契約による外部人材の費用 ・ダイレクトメールの郵送料、メール便などの実費	・単なる切手の購入を目的とする費用
6 その他	【対象とならない経費】（例示） ※上記1～5に区分される費用においても下記に該当する経費は対象となりません。 ・求人広告 ・通信運搬費（電話代、切手代、インターネット利用料金等）、光熱水費 ・プリペイドカード、商品券等の金券、賞金 ・事務用品・衣類・食器等の消耗品に類する費用、雑誌購読料、新聞代、書籍代 ・飲食、遊行、娯楽、接待の費用 ・自動車等の車両の修理費・車検費用 ・税の性質を有するもの、各種保険料 ・振込み手数料 ・借入金などの支払利息及び遅延損害金 ・上記を含め、他の事業との明確な区分が困難である経費 上記のほか、公的資金の使途として社会通念上、不適切な経費	